

## 自治基本条例の最高規範性について

## 1 条例の最高規範性とは

- (1) 条例の最高規範性とは、日本国憲法が全ての法律の上位であるように、本市のあらゆる条例・規則等は、自治基本条例の趣旨に合ったものでなければならないということである。

日本国憲法に国民に主権があることが規定されているように、自治の基本理念や自治体運営の基本原則を明らかにするとともに、自治体を構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や市民参加によるまちづくりの仕組みなど、自治体運営の基本的な枠組みを定めた自治体の最高規範性を有する条例と位置付けることを意味する。

- (2) ただし、日本国憲法下の法制度上は、「自治体の憲法」、「自治体の最高規範」は認められていないため、同じ条例であるのに他の条例に優先するということが規定できる立法上の根拠はない。
- (3) しかし、自治基本条例と他の条例との関係を定め、自治基本条例との整合性を図り、かつ、体系化することには意義がある。その際には、法律で定めている「基本法」と「個別法」との関係について判断された、次の最高裁大法廷判決が参考になる。

## ■旭川学力テスト事件上告審判決（昭和51年5月21日最高裁大法廷判決）（抜粋）

「教基法は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。

- 2 「最高規範性」という文言を使用している条例の例及び「最高規範性」という文言を使用していない条例の例 資料3のとおり